

奈良市スマート農業推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、担い手の減少や高齢化の進行による労働力不足等の本市農業における課題に対応するため、ICT、IoT、AI等の先端技術の活用による新たな農業技術(以下「スマート農業技術」という。)の導入に対し、予算の範囲内で奈良市スマート農業推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当し、且つ第6条に定める事業の承認を受けた者のうち、現に営農活動を行っている者とする。なお、当該営農活動を行う経営面積の6割以上が奈良市内に存することとする。

- (1) 本市の認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第5項の規定により認定を受けた者。以下同じ。)または認定の見込みのある者
- (2) 本市の認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の規定により認定を受けた者。以下同じ。)または認定の見込みのある者
- (3) 前号の認定期間終了後、農業次世代人材投資資金(農業人材力強化総合支援事業実施要綱別表1のイに規定する資金をいう。)を受給中かつ第1号になる意思のある者
- (4) 集落営農組織(法人格の有無は問わない。)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の補助対象者としない。

- (1) 市税等の滞納があるとき。ただし、市税等の徴収猶予を受ける金額及び期間がある場合は除く。
- (2) 奈良市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

3 補助対象者は、前2項のほか次の要件を満たすものとする。

- (1) 奈良市におけるスマート農業の普及を図ることを目的として、市が主催する実演会に協力し、補助金で導入したスマート農業技術を披露・実演するほか、導入効果や課題等を実演会参加者に共有すること。
- (2) 前号に掲げる導入効果及び課題、実演会の様子等について、奈良市ホームページ等、市の広報媒体や国、県等における公表に同意すること。
- (3) その他、市が実施する各種事業に、可能な限り協力すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、スマート農業技術のうち、次に掲げる機器・技術等の導入及び取得とする。

- (1) 農業用ドローン
- (2) リモコン(ラジコン)草刈り機
- (3) 施設環境モニタリング
- (4) 環境制御
- (5) アシストスーツ
- (6) ドローン操縦技能証明

2 前項第1号から第3号に掲げる機器等は、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器等または当該機器等と同等以上と認められるものに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に定める補助対象事業の実施に係る費用とし、前条第1項第1号から第3号は機器等の購入及びシステム構築に係る費用、第4号はライセンス取得に係る講習会費用を対象とする。

2 前条第1項第1号から第3号に掲げる機器等について、中古機器の導入に係る費用、システム利用料、通信料その他維持管理に係る費用は補助対象経費としない。

3 第1項に関わらず、国、県その他団体等からの補助金等または市の他の補助金等の交付を受けている場合または受ける予定の場合は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、一の補助対象者につき100万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象者が本則課税事業者の場合は、補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まないものとし、簡易課税・免税事業者の場合はその限りでない。

(事業の承認等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、実施する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容について市と事前に協議した上で、奈良市スマート農業推進事業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、次条で定める交付申請の前に、補助金の交付を受けようとする事業の承認を受けなければならない。

- (1) 奈良市スマート農業推進事業計画書(様式第2号)
- (2) 取組目標・成果目標ポイント算定シート(様式第2号別紙)

- (3) 取組目標・成果目標ポイント加算に係る確認書類
 - (4) 事業承認申請日が属する年の前年の確定申告書(補助対象者が法人または任意団体の場合は、直近の決算書)の写し。ただし、新規就農者等で前年に農業所得のない場合は、提出不要とする。
 - (5) 仕様書またはパンフレット等、導入するスマート農業技術の内容がわかる資料
 - (6) 見積書の写し等、導入するスマート農業技術の金額が分かる資料
 - (7) 導入した機器等の使用箇所がわかる位置図
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の事業承認申請があったときは、当該申請の内容を次に掲げる基準により審査し、承認の優先順位を決定する。
- (1) 様式第2号別紙の合計ポイントが高い者から予算の範囲内で順位を決定する。
 - (2) (1)のポイントが同じ場合は、様式第2号別紙の成果目標の合計ポイントが高い者を優先する。
 - (3) (2)のポイントが同じ場合は、様式第2号別紙の成果目標①のポイントが高い者を優先する。
- 3 市長は、前項の結果をふまえ、別に設置の奈良市スマート農業推進協議会の同意を得たうえで、事業の承認の可否を奈良市スマート農業推進事業承認(不承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 4 前項により承認された計画内容は原則変更できない。ただし、第2項により決定した順位、予算額の範囲及び補助金の交付目的達成に支障がないと認められる範囲における補助事業の内容の変更はこの限りでない。

(交付申請)

- 第7条 前条による事業の承認を受け、補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金等交付申請書(規則別記第1号様式)に前条第1項第1号から第8号に掲げる書類及び様式第4号を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 一の交付申請者による交付申請は、同一年度内に1回限りとする。

(交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を精査し、速やかに補助金の交付について決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(規則別記第2号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 補助事業の着手は交付決定後とするが、やむを得ず交付決定前に着手する必要がある場合は、第6条第2項の承認後に交付決定前着手届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項により交付決定前に補助事業に着手した場合、交付決定を受けるまでの交付申請者の損失等については、市はいかなる責も負わない。

(変更承認の申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該決定に係る補助事業の内容又は経費を変更しようとするときは、補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書(規則別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、3割以内の経費の減額についてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の書類を受理した場合において適当と認められるときは、変更を承認し、通知するものとする。

(指示及び検査等)

第11条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実施年度の1月末日(ただし、その日が奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までに、補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業用機械等の取得に係る納品書及び領収書等の写し
- (2) 補助事業の経過及び完了を証する写真
- (3) 財産管理台帳(様式第6号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業は、交付決定を受けた年度内に完了しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書及び添付書類の提出があったときは、その内容を精査し、その内容が適当と認められるときは速やかに補助金の交付額を確定し、補助金等交付額確定通知書(規則別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(規則別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業実施状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業実施年度から翌々年度まで、導入したスマート農業技術の活用及び取組状況、様式第2号別紙において設定した目標に対する達成状況等について、毎年市長が定める日までに奈良市スマート農業推進事業実施状況報告書(様式第7号)に、目標の達成(未達成)状況が確認できる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 目標が未達成の場合、達成するまで補助金の新たな交付申請はできないものとする。なお、事業実施年度の翌々年度まで未達成の状態が継続したときは、奈良市スマート農業推進事業改善計画書(様式第8号)を市長に提出し、提出した年度からその翌々年度まで前項に掲げる実施状況報告書を、前項の規定に準じ提出し改善に努めるものとする。

3 ただし、前2項の規定は、様式第2号別紙において設定した成果目標のうち、次に掲げるすべての目標を補助事業実施年度の翌々年度より以前に達成できる場合はこの限りでない。

(1) 付加価値額の向上

(2) 当事業で導入予定のスマート農業技術を活用した経営面積

(3) 単位面積あたりの農作業時間の縮減

(補助事業に関する書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付の日が属する年度の翌年度から起算して5年間、当該書類を保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金により取得したスマート農業技術(第3条第1項第4号に定めるものを除く。)を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。ただし、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等

に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月19日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。